

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うお客さまへの対応について ～ お客さまのご契約に対する特別取扱い等 ～

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、以下のとおり、ご契約に対する特別取扱いを実施いたします。

お客さまのご契約に対する特別取扱いについて

1. 保険料払込猶予期間の延長

保険料のお払込について、お申し出により、保険料のお払込猶予期間を最長6ヵ月間に延長するお取扱いをいたします。

2. 保険金・給付金のお支払い

新型コロナウイルス感染症は、他の疾病と同様に入院給付金や入院治療給付金のお支払対象となる疾病に該当します。また、新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は、死亡保険金のお支払対象となります。

保険金・給付金のお支払いについて、お手続き書類が整わない場合、個別に事情をお伺いし柔軟に対応いたします。

3. 新規契約者貸付に対する利息の免除

新たにご契約者貸付制度をご利用いただく場合に、貸付利息を免除いたします。

適用利率	年0.0%
受付期間	2020年3月16日から2020年5月31日まで
上記利率適用期間	新規貸付日から2020年9月30日まで

4. 契約更新手続きについて

2020年6月1日までに更新日が到来するご契約で、契約更新手続きができなかった方については、お申し出により個別に事情をお伺いし柔軟に対応いたします。

※なお、上記保険手続き等の照会先については、当社ホームページを通じ、お客さまにお知らせしております。

明治安田生命公式ホームページ：<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

その他の取扱いについて

1. 企業向け貸付への対応

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、資金繰り等に影響を受けられました当社の融資をご利用いただいている法人のお客さまを対象に、ご返済条件の変更等のお申し出について、個別事情に応じて対応いたします。